最終更新日：2017年3月28日

スミダコーポレーション株式会社
代表執行役CEO　八幡滋行
問合せ先：コーポレートガバナンスオフィス　合澤仁志
証券コード：6817
http://www.sumida.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。
コーポレート・ガバナンスを強化するために当社は2003年4月に委員会設置会社に移行しました。委員会設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。当社では社外取締役が過半数を占める指名、監査、報酬の3つの委員会を設置しております。また、取締役会は「執行役」に業務決定権限を大幅に委譲し、激動する社会・経済情勢に応じて迅速な意思決定を行い機動性と柔軟性に富んだグループ経営ができるようにしております。
当社はタイムリーで質の高い情報開示を行うことはステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たすことであり、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えて四半期ごとの決算説明を始めとして情報開示に積極的に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方の詳細については「スミダの経営に関する諸原則」に記載しております。「スミダの経営に関する諸原則」は英語、日本語、中国語およびドイツ語により当社のイントラネットに掲示されており、スミダグループの役職員は随時これを確認することが出来ます。
当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、全73項目に対する対応状況を弊社ホームページにおいて「スミダ コーポレートガバナンスポリシー」として開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
A) 政策保有株式に関する方針
　当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としています。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有する方針としています。
政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行い、必要とあれば株主総会等で説明致します。なお、原則1-3に抵触するような株式は保有致しません。
(B) 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準
　当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしています。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えています。

【原則1－7】
取締役およびその近親者との取引、主要な株主と会社との取引において、取引の有無に係る調査を実施し、重要な事実がある場合は取締役会に報告します。また、関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法等、ならびに東京証券取引所の定める規則に従って開示しています。

【原則3－1】
当社は、適切かつ信頼性のある企業情報を適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しています。この考えに基づき、情報開示に当たっては分かりやすい具体的な記述を行うよう努めています。

【原則4－1－1】
当社取締役会は、法令および定款に定められた事項や、進出していない国における新規会社の設立、一定規模以上のＭ＆Ａ、資金調達など重要な決定をしています。迅速な経営判断を行うため、取締役会はそれ以外の権限を執行役に委譲していますが、随時その報告を求めています。

【原則4－8】
当社では、7名の取締役のうち6名が独立社外取締役となっています。環境や当社グループの状況等の変化に応じ、独立社外取締役が過半数である取締役会を維持することにより、今後もコーポレートガバナンスの強化を推進します。

【原則4－9】
当社は、社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社との利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、多様な事業分野において経営に関する豊富な経験や知見を有し、専門性の高い知識等を有していることも重視して社外取締役を選任しています。

【原則4－11－1】
当社は指名委員会等設置会社であります。
取締役会は、定款で定める取締役15名以内とする旨定款に定めています。
取締役には、国籍、人種、性別、信条、身体的特徴等を考慮せず、取締役に求められる義務を履行可能であり、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する社外取締役を複数名選定しています。
社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立社外取締役の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れ

がないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【原則４－１１－２】
当社の社外取締役６名はそれぞれ他の企業等の役員を兼務しています。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えています。
社外取締役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っています。

【補充原則４－１１－３】
取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況などを有価証券報告書等で報告しています。2016年度にアンケートによる自己評価等を実施致しました。

【補充原則４－１４－２】
当社は、社外取締役に対して、継続的に当社の事業･財務･組織等に関する必要な知識の習得、取締役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供･斡旋やその費用の支援を行っています。主要工場の見学、外部専門家の招へいによる勉強会等も行っています。

【補充原則５－１】
当社は、株主等との建設的な対話を重視し、CEOを中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤワタビル株式会社	4,812,281	20.09
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,632,400	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,097,800	4.58
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(信託口９)	786,500	3.28
Yawata Zaidan Limited	661,257	2.76
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PR EMIUM FUND OF CREDIT SUISSE UNIVER620373	636,200	2.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	610,036	2.54
松尾　政和	542,000	2.26
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分･ＴＤＫ株式会社退職給付信託口)	329,500	1.37
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	303,311	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長・社長以外の執行役を兼任する取締役
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤穣治	その他											
歐陽伯康	他の会社の出身者											
内田莊一郎	他の会社の出身者											
諸江幸祐	他の会社の出身者											
加藤厚	公認会計士											
ミヒャエル ミュールバイエル	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
佐藤穣治			○	○	元大手監査法人パートナー	当社取締役選任基準の「経験豊富な公認会計士」に該当するため
歐陽伯康	○	○		○	香港の企業経営者	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ中国ビジネスの見識を有するため

内田荘一郎			○	○	自動車部品メーカーの元取締役	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ電機・自動車業界に関する見識を有するため
諸江幸祐	○	○		○	外資系証券会社の元マネージングダイレクター、企業経営者	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ日本のビジネスの見識を有するため
加藤厚			○	○	元大手監査法人の代表社員	当社取締役選任基準の「経験豊富な公認会計士」に該当するため
ミヒャエル ミュールバイエル	○	○		○	ドイツの自動車メーカーの元役員	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ電機・自動車業界に関する見識を有するため

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	1	1	3	社外取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	5名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
八幡滋行	あり	あり	○	○	なし
栖関智晴	あり	なし	×	×	なし
本多慶行	あり	なし	×	×	なし
パウル・ホーフバウワー	なし	なし	×	×	なし
大用貴俊	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務の補助業務はコーポレートガバナンスオフィスが担当する。ただし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならない。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査委員会に期初に監査計画の説明を行い、期中の監査の状況、期末の監査の結果等について監査委員会に定期的に報告を行うものとする。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行うものとする。
コーポレートガバナンスオフィスは年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査委員会と事前協議を行うこととする。またコーポレートガバナンスオフィスは監査委員会に内部監査の実施と結果を報告するものとする。更に監査委員会は必要に応じて、コーポレートガバナンスオフィスに追加監査の実施を求めることができるものとする。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、CEOを中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、固定的報酬を主としていますが、一部業績連動型報酬を導入しています。
執行役報酬には、業務執行に対するモチベーションの維持・向上をはかるため、固定報酬に加えて業績連動報酬および年金制度を採用しています。業績連動報酬は次の2つから構成されています。
1) 短期インセンティブ（賞与）
短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体又は担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。
2) 中期インセンティブ
中期経営計画における業績達成条件付きストックオプション制度で、計画達成の意欲及び士気を一層向上させることを目的とした報酬。
3) 長期インセンティブ
中長期のモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のために報酬。
年金制度は退職後（68歳以降）の生活安定のための制度。

ストックオプションの付与対象者	執行役、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2015年4月20日付で、当社執行役5名、子会社取締役14名および子会社従業員21名に新株予約権を付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されています。次のURLをご参照下さい。なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役、執行役の個別開示を行っております。
http://www.sumida.com/investor-relations/downloads/20160322-Q4-Jp.annual_financial_statement_yuho_j.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、報酬委員会において以下のとおり取締役および執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針およびその額を定めています。
イ．決定および開示の範囲
報酬委員会が決定および開示する「取締役および執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役別に開示します。
ロ．取締役報酬
取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向および当社経営環境を考慮して設定します。取締役の報酬は次の5つから構成されます。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しません。
1) 基本報酬
取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む）
2) 監査委員報酬
監査委員としての職責に対する報酬
ハ．執行役報酬
執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用しています。執行役の報酬は次の4つから構成されます。
1) 基本報酬
基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とします。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬

実績等との比較衡量を行うことにより決定します。
2) 短期インセンティブ
短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定します。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減します。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合があります。
3) 中期インセンティブ
中期経営計画における業績達成条件付きストックオプション制度で、計画達成の意欲及び士気を一層向上させることを目的とした報酬。
4) 長期インセンティブ
中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与します。
5) 年金
退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払います。
ニ．取締役および執行役の当連結会計年度に係る報酬等の総額
（対象期間：平成28年1月1日から平成28年12月31日まで
執行役（5名） 基本報酬 214百万円 短期インセンティブ 189百万円 長期インセンティブ 78百万円 年金 43百万円 合計 526百万円
社外取締役（6名） 基本報酬 38百万円 合計38百
合計（11名） 基本報酬 252百万円 短期インセンティブ 189百万円 長期インセンティブ 78百万円 年金 43百万円 合計 564百万円

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役だけの専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会および委員会の専従スタッフを配置しております。当該スタッフは取締役会開催にあたっては事前に付議案件の資料を提供し説明したり、随時情報の提供や説明を行うなど社内・外の区別無く取締役をサポートしております。また、海外在住および非常勤の取締役の便宜を図るため、取締役専用のWeb-siteに随時情報を掲載し、情報をタイムリーに共有できる仕組みを構築しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は取締役・執行役の監督と経営の基本方針の策定等の専決事項に専念し、それ以外の事項の業務執行は執行役に委任しております。
当社では取締役会に次の委員会を設置しております。（2017年3月28日）
・指名委員会
構成：社内取締役1名、社外取締役3名
取締役選解任議案の内容の決定を行うほか、当社では執行役候補者の選任も行い取締役会に推薦します。
・報酬委員会
構成：社内取締役1名、社外取締役3名
取締役・執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針および個人別の報酬を決定します。
監査委員会
構成：社外取締役3名
取締役および執行役の職務の執行の監査および株主総会に提出する会計監査人の選・解任等に関する議案の内容の決定を行います。
・執行役
執行役は取締役会から委任を受けた事項の業務執行を取締役会の決議により定められた職務の分掌に従い行っております。執行役は5名で、そのうち代表執行役は3名です。執行役間の職務分掌の概要は次のとおりです。
・代表執行役CEO
スミダグループのビジョン・戦略の策定および業務執行の最終責任を負う。
・代表執行役社長
CEOの策定した経営方針・戦略に基づき、オペレーションを統括する。
・代表執行役CFO
CEOの策定した経営方針・戦略に基づき、財務分野・企業情報開示に関する業務執行を行う。
業務執行の監視については取締役会が取締役・執行役の監督を、監査委員会が取締役・執行役の監査を行っております。また、会社に著しい損害および不利益を及ぼす恐れのある事実については、内部監査部門が随時取締役会・監査委員会に報告を行う体制を構築しております。
会計監査人の状況
当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。2013年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。
会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等
業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人名 監査継続年数
指定有限責任社員 業務執行社員 文倉辰永 有限責任 あずさ監査法人 2年
指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤慶典 有限責任 あずさ監査法人 5年
会計監査業務に係る補助者
公認会計士5名、公認会計士試験合格者等9名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

委員会設置会社は社外取締役が過半数を占める委員会を設置することにより、透明性を向上させ、また、業務執行機能に専従する機関として執行役を置き、取締役会は業務執行の監督に特化し、「執行」と「監督」が明確に分離され、両者が有効に機能する組織機構であります。そのため当社はコーポレート・ガバナンスを強化するための最も優れた組織機構であると判断し、2003年4月の改正商法施行と同時に委員会設置会社に移行いたしました。当時は指名、監査。報酬以外に独自に戦略委員会を設置し、ここで戦略策定を行うこととしました。さらに取締役会は「執行役」に業務決定権限を大幅に委譲し、「責任の明確化」。「業務執行スピードの向上」を図っています。
取締役会の開催は委員会設置会社移行前と比較すると年間12回から6回へと半減しました。ほとんどの業務執行権限が執行役に権限委譲されたため、意思決定スピードは向上し、その結果「業務執行スピードの向上」は当初の目的どおりに図られております。
コーポレート・ガバナンス全般に関しては、「日本コーポレート・ガバナンス研究所（JCGR）」がガバナンス体制の状態を調査し数値化した「コーポレート・ガバナンス インデックス」で、委員会設置会社に移行後は毎年上位にランクされるようになっております。（2016年度は第5位）

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、株主様が出席しやすいように、休日の2017年3月26日（日曜日）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年3月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能としました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年3月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能としました。その一つの形態として機関投資家向けに、「議決権電子行使プラットホーム（いわゆる東証プラットフォーム）による議決権の行使を可能としました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知関連では2006年3月開催の定時株主総会より自社ホームページに日本語版と英訳 版を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による会社説明会を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算の開示後に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの会社説明会を適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算の開示後に、主としてアナリスト・機関投資家向け説明会資料をホームページに掲載しております。その他必要に応じて個人株主様向けの説明資料も掲示いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	個人株主様、アナリスト・機関投資家向けに担当部署を分けずに設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「ビジョン」、「経営の基本原則」、「コミットメント」、「行動規範」、「企業統治 原則」、「環境理念」を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しております。この中の 「経営の基本原則」で「スミダの役員・社員は、お互いを尊重し、ステークホルダーとの強い信 頼関係を築き上げます。」と規定しております。また、ステークホルダーの基本的な考え方を示 す「コミットメント」ではステークホルダーをお客様、株主、社員、サプライヤーコミュニティ、そ の他のステークホルダーに分類し、それぞれに対する考え方を規定しております。また、「企業 統治原則」のなかでも「コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」を規定し ております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動 スミダグループでは地球市民としての社会的責任を果たすため、グループ一丸となって環境 保護活動に積極的に取り組おり、1998年5月に「環境理念：スミダグループはかけがえのない 地球環境を大切にし、健康で継続的な活動を営み、且つ健全な自然環境を次の世代に引き継 ぐために、環境保護と資源の有効活用に積極的に取り組み、地球市民として社会的責任を果 たします。」を制定しました。この理念に基づき、スミダコーポレーション株式会社をはじめ、関 連会社において環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得しました。認証を取得した各 関連会社においてISO14001の手順に従い、省エネルギー、省資源、リサイクル、グリーン調 達、製品に使用する材料の環境有害物質不使用化 等、製品の開発・設計段階から日常業務 の各プロセスにおいて環境保護活動を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	基本方針は「企業統治原則」の「コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」 のなかで規定しております。当社はタイムリーで質の高い情報開示を行うことはステークホル ダーに対するアカウンタビィリティを果たすことであり、経営の透明性を高め、コーポレート・ガ バナンスの充実に資するものと考えて四半期ごとの決算説明を始めとして情報開示に積極的 に取り組んでおります。具体的な体制は2005年に、会社情報の適時開示に係る社内体制を改 めて整理し、情報の収集体制、開示情報の検討体制、取締役への報告、情報の開示の各段 階の取扱いを明確化し、開示手順のフローチャートを作成しました。これらを関係部署に周知 徹底させるとともに、東京証券取引所にも提出しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2008年3月22日開催の取締役会で内部統制システムに関する基本的な考え方を下記のように決議しております。

記

1．執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定している。
代表執行役は、他の執行役および使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築する。具体的には次の事項を行う。
(1)「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中・独の4ヶ国語で掲示するほか冊子を配布して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底する。またコーポレートガバナンス・オフィス(＊)は当原則の遵守状況を監視、検証する。
(2) コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility :CSR)をIntegrity(誠実性)、Discipline(規律)、Common Sense(常識)に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートガバナンス・オフィスを中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動を行う。
(3) コーポレートガバナンス・オフィスは、以上の活動状況を代表執行役および監査委員会に報告する。またその概要を取締役会に報告する。
(4) 代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告する。
(＊) コーポレートガバナンス・オフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネージメント・オフィス、コンプライアンス・オフィス、内部統制チームで構成される。
2．執行役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書管理規程などに従い、情報の重要度、保存期間及び保存場所を明確にして集中管理する。取締役は常時閲覧可能とする。
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
代表執行役は、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネージメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネージメント委員会を設置し、その実施機関であるリスクマネージメント・オフィスをコーポレートガバナンス・オフィス内に置く。リスクマネージメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネジメント・モニターを配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理する。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討する。
執行役および使用人は規程に従って業務遂行に努める。コーポレートガバナンス・オフィスは以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役および監査委員会に報告する。また、その概要を取締役会に報告する。
4．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、妥当な意思決定体制の確保と運用および監視を行うシステムを構築し、経営効率を高める。具体的には次の事項を行う。
(1) 代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行う。
(2) 代表執行役は、職務権限並びに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証する。
(3) 代表執行役は、意思決定事項に関る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性および効率性を確保する。
(4) 代表執行役は、職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、および共有と蓄積等を 通じ、適切かつ迅速な意思決定を確保する。
5．当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は純粋持株会社であり、事業は事業統括会社の下に子会社等のグループ会社が行っているため、取締役・執行役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその事業を行う。コーポレートガバナンス・オフィスはコンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役および監査委員会に提出する。監査委員会はコーポレートガバナンス・オフィスと連携して監査活動を行う。コーポレートガバナンス・オフィスは当社のみならず企業集団全体の内部統制を担当する。
6．監査委員の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会の職務の補助業務はコーポレートガバナンス・オフィスが担当する。だたし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならない。
7．執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員への報告に関する体制
代表執行役、執行役及び使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告する。また、その概要を取締役会に報告する。
(1) 会社に著しい損害及び利益を及ぼす可能性のある事実
(2) 取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
(3) 月次会計資料
(4) 内部監査報告書類
(5) 主要な部門の月次報告書
(6) その他の重要事項
8．監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) コーポレートガバナンス・オフィスは、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととする。またコーポレートガバナンス・オフィスは監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告する。さらに監査委員会は必要に応じて、コーポレートガバナンス・オフィスに追加監査の実施を求めることができる。
(2) 会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告を行う。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行う。
(3) 会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の承認を要する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を貫きます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では買収防衛策の王道は、正しい経営を行って株主価値を向上させ、時価総額を増加させることと考えております。そのため、いわゆるライツプラン等の買収防衛策は採用いたしません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

